(5)農村総合整備

農業農村整備事業実施計画策定事業

事業主体

県 所管課班

市町村

農村振興課 地域計画班

農村整備課 換地・用地班

趣 旨

農業農村整備事業の事業計画段階においては、優良農地の有効利用、経営体の育成及び耕作放棄地の解消・発生防止、畑地帯の整備をはじめとする生産基盤対策、農村地域に有する資源の有効活用等農業の有する多面的機能に配慮した計画的、効率的な事業実施に資する農業農村整備事業の実施計画の策定が必要になっている。このため、経営体の育成に向けた基盤整備、畑地における優良農地の確保と担い手の育成等に必要な基盤整備の向上に資する各種事業に対応し策定する実施計画について助成し、もって農業農村整備事業の機動的、効率的かつ円滑な推進を図るものとする。

事業の内容

1 農業競争力強化農地整備事業(実施計画等策定事業)

(1) 実施計画策定(実施主体:都道府県)

農地整備事業等の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、 計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

- ①実施期間は1年(担い手への農地利用集積率が80%以上となることが確実に見込まれる地区の場合にあっては2年)以内とする。
- ②中山間地域、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては4年以内とする。
- (2) 経営体育成促進換地等調整(実施主体:市町村、土地改良区等)

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、次に掲げる業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

- ①地区内農地等状況調査
- ②農用地集団化促進基本計画作成
- ③従前地面積測定
- ④合意形成促進
- ⑤地区内アンケート調査
- ⑥財産管理制度活用
- ⑦地区内ゾーン設定調整
- ⑧地域営農構想作成

- ⑨経営体育成方針作成
- ⑩創設農用地·增歩換地調整
- ⑪非農用地換地関係調整
- 迎交換分合基準含み換地調整
- 13換地設計基準作成

2 農地中間管理機構関連農地整備事業 (実施計画等策定事業)

(1) 実施計画策定(実施主体:都道府県)

農地整備事業の実施が予定される地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する。

実施計画の策定期間は、次の①又は②のとおりとする。

- ①実施計画の策定期間は、2年以内とする。
- ②中山間地域、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては4年以内とする。
- (2) 経営体育成促進換地等調整 (実施主体:市町村、土地改良区等)

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

3 農山漁村地域整備交付金(農地整備実施計画策定事業)

(1) 実施計画策定(実施主体:都道府県、市町村等)

農業用用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の整備対象となる地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、実施計画を策定する。

実施期間は1年以内とする。

(2) 経営体育成促進換地等調整 (実施主体:市町村、土地改良区等)

農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする場合、1の(2)で掲げた業務の中から必要とする業務を選択して実施する。ただし、①、④、⑤、⑧及び⑬の業務については必須の業務とする。

実施時期は、当該地区において実施する農地整備事業が採択される前年度から実施するものとする。なお、早期に着手する必要があると認められる地区においては、農地整備事業採択の前々年度から実施することができる。

負担割合

1 農業競争力強化農地整備事業、農山漁村地域整備交付金

負担割合	区分	玉	県	市町村	その他	備考
県営	実施計画策定	50 (55)	25 (22. 5)	25 (22. 5)	_	()は中山間地域等
団体営	実施計画策定	50	_	50		の場合に適用
	経営体育成促進換地等調整	50 (55)	_	50		

2 農地中間管理機構関連農地整備事業(実施計画等策定事業)

負担割合	区分	玉	県	市町村	その他	備考
県営	実施計画策定	62. 5	18. 75	18. 75	_	
団体営	経営体育成促進換地等調整	62. 5	_	37. 5	_	

農業競争力強化農地整備事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、水田農業高収益化計画若しくは輸出事業計画の策定地域における地区又はスマート農業導入推進計画を作成した地区の場合にあっては定額(ただし、最長4年間で、実施計画策定事業と経営体育成促進換地等調整事業における交付額と併せて5,000万円を上限とする。)

農村集落基盤再編・整備事業

(集落基盤再編型·中山間地域総 合整備型·農地環境整備型)

県

事業主体

(計)

農村振興課 地域計画班

中山間振興班

(実) 農山漁村なりわい課

市町村

所管課班

趣 旨

集落基盤再編型

集落の周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農村集落基盤再編・整備事業計画に 基づき、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・再編を実施するもの。

中山間地域総合整備型

条件不利地である中山間地域(5法指定地域及び準ずる地域)において、農業生産基盤及び農村 生活環境等の整備・再編を実施するもの。

農地環境整備型

農地環境整備計画に即して作成される事業計画に基づき、農業生産条件等が不利な中山間地域に おいて耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農 地の保全を図るもの。

事業区分

- 1 集落基盤再編型
- 2 中山間地域総合整備型
- (1) 集落型事業
 - 一つの集落又は一体的なつながりを有する複数の集落を対象として活性化を図るもの。
 - ①一般型事業

農業生産基盤整備及び農村生活環境整備等を一体的に実施するもの。

②生産基盤型事業

農業生産基盤整備のみを実施するもの。

③生活環境型事業

農村生活環境整備等のみを実施するもの。

(2) 広域連携型事業

市町村全域から複数市町村までに及ぶ広域地域を対象として活性化を図るもの。

- 3 農地環境整備型
- (1) 一般型事業
- (2) 緊急耕作放棄地特別対策型事業

耕地面積の小さな集落において緊急的に耕作放棄地を解消するため、平成23 年度までの申請に 限り実施する事業

- 4 実施計画策定型
- (1) 計画策定事業

農業生産基盤整備事業等の実施に際し、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、農村集落基 盤再編・整備事業計画(事業計画)及び集落基盤再編計画等の必要な事項についての調査及び検 討を行うもの。

(2) 経営体育成促進換地等調整

換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、換地計画を策定するための基準となる換地 設計基準の作成等を行うもの。

事業の内容

- 1 農業生産基盤整備事業
 - ① 農業用用排水施設整備事業 ② 農道整備事業
- ③ ほ場整備事業
- ④ 農用地開発事業 ⑤ 農地防災事業
- ⑥ 客土事業

- ⑦ 暗渠排水事業
- ⑧ 農用地の改良又は保全事業
- 2 農村生活環境整備事業
 - ① 農業集落道整備事業
- ② 営農飲雑用水施設整備事業 ③ 農業集落排水施設整備事業
- ④ 農業集落防災安全施設整備事業 ⑤ 用地整備事業 ⑥ 活性化施設整備事業
- ⑦ 地域農業活動拠点施設整備事業 ⑧ 集落環境管理施設整備事業
- ⑨ 交流施設基盤整備事業⑩ 情報基盤施設整備事業⑪ 市民農園等整備事業
- ② 生態系保全施設等整備事業 ③ 地域資源利活用施設整備事業 ④ 施設補強整備事業
- ⑤ 施設環境整備事業 ⑥ 歴史的土地改良施設保全整備事業
- ⑪ 施設集約整備事業 ⑱ 交換分合事業
- ① 集落土地基盤整備事業

3 特認事業

採択基準

- 1 農業振興地域であること。
- 2 農村集落基盤再編・整備事業計画(事業計画)が策定されていること。
- 3 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特 定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定を受けた市 町村及び準じる市町村であり、農業生産基盤整備事業を実施する地域は林野率50%以上かつ主傾 斜 1/100以上の農地の面積が50%以上を占める地域であること。
- 4 受益面積 (農業生産基盤整備のうち2以上の事業の合計面積)
- ※ 受益面積の()は市町村が事業実施主体の場合

集落基盤再編型

農業集落基盤整備事業と農村生活環境整備事業(活性化施設整備事業及び交流基盤整備事業を除く)を一体的に実施する事業 農村環境整備事業(活性化施設整備事業及び交流基盤整備事業を除く)のみを実施する事業

上記事業と合わせ特任事業を実施する事業

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業		50	25	10	15	
		受益面積(ha)	55	30	10	5	農業生産基盤整備事業と農村生活環境整
	①農業用用排水施設整備事業						備事業を一体的に行うもので農業生産基
	② ほ場整備事業	20					盤整備事業メニューのうち2つ以上を併
	C 10: 33 Z 313 3 711	20					
	③農道整備事業						せ行うものにあっては、各々の受益面積
	④農用地開発事業						併せて60ha以上
	⑤農地防災事業						※例外:20ha以上もしくは10ha以上
	⑥客土事業						ほ場整備事業を行うものはほ場整備事業
	⑦暗渠排水事業						が20ha以上もしくは、ほ場整備事業が
	⑧農用地の改良又は保全事業						10ha以上で全体受益面積が20ha以上
	農村生活環境整備事業		55		未定		
	 事業区分	受益面積(ha)					
	3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						地域農業活動拠点施設整備事業を除いた
	歴史的土地改良施設保全整備事業	美を除く農村生					農村環境整備事業と特任事業の二つ以上
	活環境整備事業						
		r					の事業を行うもの
	歴史的土地改良施設						文化財保護法に基づき重要文化財として
	保全整備事業	20					指定もしくは登録されることが確実と認
							められる土地改良施設
	十口曲目体裁供主业						農業振興地域のうちの農用地区域以外の
	市民農園等整備事業						区域を対象
		I					農業の生産条件が不利な地域であり、か
							つ、別に定める要件を満たす地域を事業
							対象地域とする場合には、農業生産基盤
	特任事業						
						整備事業、農村生活環境整備事業及び特	
						認事業を実施することができるものとす	
							る。
	実施計画策定		50	未定			農業生産基盤整備等の実施に際し、事業
	人地们自然是		30		/K/L		計画等を策定する
団体営	農業生産基盤整備事業		50	14	21	15	
	事業区分	受益面積(ha)	50	14	13	23	農業生産基盤整備事業と農村生活環境整
	①農業用用排水施設整備事業						備事業を一体的に行うもので農業生産基
							盤整備事業メニューのうち2つ以上を併
	③農道整備事業						せ行うものにあっては、各々の受益面積
	④農用地開発事業						併せて20ha以上
	⑤農地防災事業						※例外:10ha以上
	⑥客土事業 						ほ場整備事業を行うものはほ場整備事業
	⑦暗渠排水事業 						が10ha以上もしくは全体受益面積が
	⑧農用地の改良又は保全事業						10ha以上
	農村生活環境整備事業	······	55	未定	未	定	
	事業区分	受益面積(ha)					
	歴史的土地改良施設保全整備事業	た吟/曲+++					地域農業活動拠点施設整備事業を除いた
		そは、長利王					農村環境整備事業と特任事業の二つ以上
	活環境整備事業						の事業を行うもの
							文化財保護法に基づき重要文化財として
	歴史的土地改良施設	20					指定もしくは登録されることが確実と認
	保全整備事業						められる土地改良施設
	市民農園等整備事業						農業振興地域のうちの農用地区域以外の
							区域を対象
							農業の生産条件が不利な地域であり、か
							つ、別に定める要件を満たす地域を事業
	井と古光						対象地域とする場合には、農業生産基盤
	特任事業						整備事業、農村生活環境整備事業及び特
							認事業を実施することができるものとす
							3.
							農業生産基盤整備等の実施に際し、事業
	実施計画策定		50	-	5	0	
							計画等を策定する

中山間総合整備型

負担割合		区分		国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤	盤整備事業		55	30	10	5	
	事業	区分	受益面積(ha)					
	集落型	一般型	60					
								山間地域(林野率が75%以上で、かつ主傾
			20					斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む
								区域)
		生産基盤型	20					 農業生産基盤型(ほ場整備10haを含む)
	広域連携型	5 ±6 /# == 444	60			+ 🗁		
	農村生活環境		(ヨソナた) \	55		未定		
		区分 一般型	受益面積(ha)					
	果洛空	一版型	60					山間地域(林野率が75%以上で、かつ主傾
			20					斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む
			20					区域)
		生活環境型	_					農業生活環境整備及び特認事業を行う
	広域連携型 60							72-71-71-70-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-71-
	3							農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計
	実施計画策定	=		50	未定			画等を策定する
団体営	農業生産基盤	B整備事業		55	14	21	10	
	事業	区分	受益面積(ha)					
	集落型	一般型	20					
								山間地域(林野率が75%以上で、かつ主傾
			10					斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む
								区域)
		生産基盤型	10					農業生産基盤型(ほ場整備10haを含む)
	広域連携型	l	60					
	農村生活環境	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	UU	55	未定	未	定	
		2至	受益面積(ha)	55	小 龙		~_	
		一般型	20					
								山間地域(林野率が75%以上で、かつ主傾
			10					斜1/20以上の事業実施地域を50%以上含む
								区域)
		生活環境型	-					農業生活環境整備及び特認事業を行う
	広域連携型		60					
	実施計画策定		50	_	5	0	農業生産基盤整備等の実施に際し、事業計	
		-		50				画等を策定する

農地環境整備型

自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域において、農業生産基盤整備事業(農地防災事業、客土事業を除く)、保全管理等事業及び特認事業を実施する事業とし、一般型事業緊急耕作放棄地特別対策事業に該当する事業であること。

負担割合	区分		国	県	市町村	その他	備考
県営	農業生産基盤整備事業		55	30	10	5	
	事業区分 受益面積(ha)						
	一般型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産
	<u>似</u> 至 尹未	10					区域の農用地が7割程度であること
							事業計画の農用地全体面積に対し、生産
	緊急耕作放棄地						区域の農用地が5割程度であること
	特別対策型事業	10					事業区域に含まれる、耕作放棄地もしく
							は耕作放棄地となりえる農地面積が6%
	実施計画策定						以上であること
			50		未定		農業生産基盤整備等の実施に際し、事業
	人//BIT 国术足		30		XX.C		計画等を策定する
団体営	農業生産基盤整備事業						
	事業区分	受益面積(ha)					
	一般型事業	10					事業計画の農用地全体面積に対し、生産
	M	10					区域の農用地が7割程度であること
							事業計画の農用地全体面積に対し、生産
	緊急耕作放棄地						区域の農用地が5割程度であること
	特別対策型事業	10					事業区域に含まれる、耕作放棄地もしく
	何別以來至尹未						は耕作放棄地となりえる農地面積が6%
							以上であること
	中华社市体中		50		5	0	農業生産基盤整備等の実施に際し、事業
	実施計画策定		50	_	50		計画等を策定する

農村整備事業 (農業集落排水施設整備事業)

事業主体

市町村

県

所管課班 農山漁村なりわい課 中山間振興班

趣旨

農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備等を行う事業

事業の内容

1 強靱化型

既設の農業集落排水施設について、2で定める最適整備構想又は維持管理適正化計画(以下この別紙においてそれぞれ単に「最適整備構想」又は「維持管理適正化計画」という。)に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築(以下この別紙において「改築」という。)又は撤去を行う。

- 2 高度化型
 - 維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去を行う。
- 3 調査計画策定
 - 農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。
- 4 計画策定等事業
- (1) 施設計画策定事業

施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化等を目的とした農業集落排水施設整備事業の実施に必要な諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な維持管理適正化計画の策定を行う。

(2)機能保全計画策定事業

農業集落排水施設の最適整備構想の策定(最適整備構想の策定に必要な当該施設の点検・診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む。)を行う。

(3)農業集落排水汚泥農地還元推進事業

農業集落排水施設で発生する汚泥(以下第3の3の(1)において「農業集落排水汚泥」という。)の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う。

事業主体

都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、その他農業者等が組織する団体

採択要件

- 1 共通要件(計画策定等事業を除く)
- (1) 受益戸数はおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。
- (2) 改築の場合は、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上で、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - ア 維持管理が適切に行われているものであって、原則供用開始後7年以上経過していること。
 - イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設を 取り巻く条件又は環境の変化が認められること。
- (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあっては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間 活用、公営企業会計の適用を検討すること。
- (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあっては、1処理区当たり1か所 (敷地面積0.3~クタール以上1~クタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当 たり10か所)を上限とする。

2 強靱化型

- (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。
- (2)浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第十四条に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三に規定する高潮浸水想定区域その他市町村等が策定したハザードマップ内の浸水想定区域をいう。)内にあるもの
- (3) 処理区域内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。
- (4) 施設の再編・集約を行うもの
- 3 高度化型

維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水 汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。

4 調査計画策定

- (1) 1から3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。
- (2) (1) を満たす施設であって、農業集落排水汚泥の農地還元を行っていない市町村を事業計画区域とし、年間に発生する農業集落排水汚泥の全量を農地に還元する場合には、令和12 年度までのいずれかの年度を達成する目標年度として定めること。また、目標を定め事業計画を策定する場合には、地域の関係者から十分に意見を聴取すること。
- 5 計画策定等事業
- (1)維持管理適正化計画を策定する場合にあっては、当該事業費が200万円以上であること。
- (2) 最適整備構想を策定する場合にあっては、1から3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。
- (3) 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を行う場合にあっては、以下の要件によるものとする。 ア 農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること。
 - イ 事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。
 - ウ 当該事業費が200 万円以上であること。

負担割合	区 分	玉	県	その他	備考
市町村営	強靱化型	50	_	50	
	高度化型	50	_	50	
	調査計画策定型※	50	I	50	集排汚泥資源の全量 を農地に還元するこ とを目標と定めて事 業を実施する場合は 定額
	計画策定等事業	定額	_	_	

※調査計画策定において、年間に発生する農業集落排水汚泥の全量を農地還元することを目標と定めて 行う事業の採択期間は、令和6年度から令和9年度までとする。

農業集落排水整備推進交付金事業	事業主体	市町村 一部事務組合	所管課班	農山漁村なりわい課 中山間振興班
-----------------	------	------------	------	---------------------

趣旨

農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱、村づくり交付金実施要綱、地域自主戦略交付金交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施した農業集落排水事業に係る維持管理経費及び起債の元利償還財源等として(建設事業の財源(修繕等積立金を除く)に充当することはできない。)、予算の範囲内において農業集落排水整備推進交付金を交付する。

対象団体

農業集落排水事業を実施した市町村及び一部事務組合

交付対象等

区 分	交付金算定基準経費	単年度当たりの交付額	交付期間
通常分	市町村及び一部事務	交付金算定基準経費	事業着手年度から事
平成22年度以降に事	組合が事業を実施した	の1%以内の額を交付期	業完了年度までの年数
業採択された地区	国庫補助対象事業費の	間で除した額	に相当する期間に1を
	総額		加えた期間。ただし、
	(事務費を除く。)		7年を超える場合にあ
			っては、7年とする。
(参考)	市町村及び一部事務	交付金算定基準経費	事業着手年度から事
通常分	組合が事業を実施した	の15%以内の額を交付期	業完了年度までの年数
平成13年度以降に事	国庫補助対象事業費の	間で除した額	に相当する期間に1を
業採択された地区	総額		加えた期間。ただし、
	(事務費を除く。)		7年を超える場合にあ
			っては、7年とする。
(参考)	平成13年度以降に市	交付金算定基準経費	平成13年度以降事業
特認分	町村が事業を実施した	の18%以内(平成12年度	完了年度までの年数に
平成12年度以前に事	国庫補助対象事業費の	採択地区にあっては、1	相当する期間に1を加
業採択された地区	総額	5%以内)の額を交付期	えた期間。ただし、7
	(事務費を除く。)	間で除した額	年を越える場合にあっ
			ては、7年とする。

- (注) 1 交付金の交付始期は、国庫補助事業完了年度の翌年度からとする。
 - 2 「単年度当たり交付額」の欄において、政令指定都市にあっては、交付金算定基準経費の1%以内とする。
 - 3 特認分の交付金算定基準経費の欄は、平成12年度国庫債務負担行為分を含む。

農村環境計画策定事業	県 事業主体 市町村	所管課班	農村振興課 地域計画	班

趣旨

農業農村整備事業の計画段階においても、地域住民の多種多様な意向を踏まえ、農業農村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮や環境との調和への配慮に対応するため、環境に関する総合的な調査を行い、環境保全の基本方針を明確にした上で地域の整備計画を策定し、事業上の対応方策や各種環境整備メニューの最適な選定に対する検討を行うことが必要となっている。

このため、都道府県知事が策定した農業農村整備環境対策指針等に基づき、環境に配慮した農業農村整備事業実施の基本構想である「農村環境計画」の策定を行い、農業農村整備事業の効率的かつ円滑な推進に資する。

実施地域

環境に配慮して農業農村整備事業を実施するにあたり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域。

事業の内容

- 1 現況調査
- (1) 策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する。
- (2) 現況調査は、原則として、下表の「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。 ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。

項目	具 体 的 内 容 例
1 自然的環境調査	
(1) 気象	①気温、②降水量、③積雪等
(2) 地形・地質	①地形:地勢図や地形図による、②地質:地質図等による
(3)水環境	①水資源状況、②河川・水路・湖沼等の分布状態
(4) 植物	①植物群落の種類と分布:現存植生図等による
	②貴重な植物及び植物群落の分布状況
(5)動物	①野生動物・希少動物の生息状況
(6)景観	①地形上、土地利用上の特徴、②代表的な景観写真
2 社会的環境調査	
(1) 地域指定	①国際的な措置(ラムサール条約等)②国立公園等国の指定地域
	③県立公園等都道府県の指定地域
(2) 地域指標	①位置及び地勢、②人口と世帯数、③産業構造
	④農業の現状及び動向等
(3) 観光リクリエーション	①主要な観光リクリエーション資源・施設の位置及び機能
(4) 土地利用	①土地利用の現況:土地利用図等による
(5) 関連計画	①環境に関する上位計画、関連プロジェクト等の内容及び進行状況
(6) 歴史・文化	①地域の歴史、文化、②文化財・史跡の位置及び概要

2 農村環境計画の策定

上記1の結果に基づき、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域内の環境評価に関する事項
- (2) 環境保全の基本方針に関する事項
- (3) 地域の整備計画

- (4) 農業農村整備事業における環境への対応方策に関する事項
- (5) 農業農村整備事業における整備計画
- (6) その他必要と定める事項

採択基準等

・対象事業の実施が予定されていること。

· 実 施 期 間: 1~2年

その他

・農地中間管理機構関連農地整備事業における当該事業の実施に当たっては、農地中間管理機構関連農地整備事業の趣旨に鑑み、農業者の費用負担が原則生じないよう配慮するものとする。

区分	国	県	市町村	その他	備考
農村環境現況調査	50	未定	未定	_	
農村環境計画の策定	50	未 定	未定	_	
農村環境現況調査	50	_	50	_	農業競争力強化 農地整備事業
農村環境計画の策定					
農村環境現況調査	62. 5	_	37.5	_	農地中間管理機構関連農地整備事業
	農村環境現況調査 農村環境計画の策定 農村環境現況調査 農村環境計画の策定	農村環境現況調査農村環境計画の策定農村環境現況調査農村環境計画の策定農村環境引画の策定農村環境現況調査62.5	農村環境現況調査 50 未 定 農村環境計画の策定 50 未 定 農村環境現況調査 50 - 農村環境引速の策定 62.5 -	農村環境現況調査 50 未 定 未 定 農村環境計画の策定 50 未 定 未 定 農村環境現況調査 50 - 50 農村環境計画の策定 62.5 - 37.5	農村環境現況調査 50 未 定 未 定 ー 農村環境計画の策定 50 未 定 未 定 ー 農村環境現況調査 50 ー 50 ー 農村環境計画の策定 62.5 ー 37.5 ー